

国際課税のケース・スタディ

匿名組合員である米国のパートナーシップに対する課税

〔事例〕

米国のパートナーシップAは、日本における不動産投資を目的として設立されたが、日本における投資形態は日本の不動産会社甲との間で甲を営業者、Aを匿名組合員とする匿名組合契約を締結し、匿名組合の利益の分配の受領により、その投資に係る利益を享受することとした。

パートナーシップAの構成員は、米国法人20社、英国法人3社となっている。

この場合、当該匿名組合の利益の分配についての日本における課税は、どのようになるのか。

〔ポイント〕

- 1 アメリカのパートナーシップに関するわが国での課税について
- 2 外国法人が受領する匿名組合の利益の分配に対する課税関係
- 3 日米租税条約の規定の適用について
- 4 日英租税条約の規定の適用について

〔検討〕

- 1 アメリカのパートナーシップに関するわが国での課税について

パートナーシップの態様は種々であり、原則として法人格は有しないものの、取引の当事者として契約等の法律行為の主体となり得るものである。わが国の法制上、米国のようなパートナーシッ

プ制度を有していないが、一般にこれに近いものとして、任意組合、あるいは匿名組合が挙げられる。

わが国におけるパートナーシップについての扱いは、特に明文化されていないことから、いわば、ケース・バイ・ケースで、その扱いを定めることとなる。

しかしながら、多くの場合、わが国の任意組合、あるいは匿名組合に準じてパートナーシップそのものを課税の主体とするのではなく、その構成員である個々のパートナーを以て課税主体として扱うようである。

したがって、パートナーシップはあくまで所得計算の単位としての位置づけに過ぎず、パートナーシップ自体の所得金額をその構成員であるパートナーの持分に配分して個々のパートナーを納税者として課税関係を定めることとなる。

2 外国法人が受領する匿名組合の利益の分配に対する課税関係

わが国における課税上、外国法人に対しては、国内源泉所得に対してのみ、所得税（源泉徴収課税）又は法人税が課されることとされている。

国内において事業を行う者に対する出資につき、匿名組合契約（これに準ずる契約を含む）で事業者が10人以上の匿名組合員としている匿名組合契約に基づいて受ける利益の分配は、所得税法第161条第12号に規定する国内源泉所得に該当し、源泉徴収の対象とされる（わが国に恒久的施設を

有しない外国法人は、所得税の源泉徴収のみにて課税関係が終了する)。

匿名組合員が10人に満たない場合には、上記のような扱いと異なり、その利益の分配につき源泉徴収課税ではなく、法人については法人税法第138条第1号及び同法施行令第177条第1項第4号の規定により国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得として、法人税の確定申告書の提出による納税が必要とされる。

3 日米租税条約の規定の適用について

匿名組合の利益の分配に関して、日米租税条約において特にその規定を設けていない。

日米租税条約の場合には、いわゆるその他条項(条約上定めのない所得に関する規定)は設けられていない。このような場合には、条約上定めのない所得については、国内法の定めに従うこととなる。したがって、上述のとおり、匿名組合員の数が10人以上か否かによって、その課税の仕方が異なる。

4 日英租税条約の規定の適用について

匿名組合の利益の分配に関して日英租税条約において特にその規定を設けていない。

本件の場合、英國法人である匿名組合員の利益の分配については、日英租税条約第23条(1)の規定により、居住地国(英國)でのみ課税されることとなり、したがって、わが国での課税はないことになる。

〔結論〕

本件の匿名組合員の利益の分配は、パートナーシップを匿名組合員とみるのではなく、その構成員である各パートナーを匿名組合員とみて課税されるものと考える。

英國法人である匿名組合員については、結果として、国内法どおりの課税が行われ、他方、英國法人である匿名組合員については、日英租税条約の規定の適用により、わが国での課税はないものと考える。

(税理士 小沢 進)

明快「即答シリーズ」待望の第3弾!!

即答 寄付金課税 武田昌輔著

A5判・定価2548円(税込み)

110本の実務事例を通して具体的な解答を伝授!!

財経詳報社